

ライフワンカード 定型約款 変更履歴

【改定日：令和2年8月11日】

変更箇所	変更後	変更前	変更理由
宛名	横浜信用金庫・ <u>SMB Cファイナンスサービス株式会社</u> 御中	横浜信用金庫・株式会社セディナ 御中	保証会社である株式会社セディナがSMB Cファイナンスサービス株式会社に社名変更したため
前文	私は、 SMB Cファイナンスサービス株式会社(以下、「SMB C F S」という) の保証により、「横浜信用金庫にかかる個人情報の取扱いに関する同意条項」「 <u>SMB Cファイナンスサービス株式会社</u> にかかる個人情報の取扱いに関する同意条項」を含む以下の事項を確認のうえカードローンの利用を申し込みます。	私は、株式会社セディナ（以下、「セディナ」という）の保証により、「横浜信用金庫にかかる個人情報の取扱いに関する同意条項」「株式会社セディナにかかる個人情報の取扱いに関する同意条項」を含む以下の事項を確認のうえカードローンの利用を申し込みます。	
【個人情報の取扱いに関するご注意】②	詳細内容は「横浜信用金庫にかかる個人情報の取扱いに関する同意条項」「 <u>SMB Cファイナンスサービス株式会社</u> にかかる個人情報の取扱いに関する同意条項」をご確認ください。	詳細内容は「横浜信用金庫にかかる個人情報の取扱いに関する同意条項」「株式会社セディナにかかる個人情報の取扱いに関する同意条項」をご確認ください。	
〔横浜信用金庫にかかる個人情報の取扱いに関する同意条項〕第1条2.(14)	<u>SMB Cファイナンスサービス株式会社</u> （以下「会社」という）が与信判断、与信後の管理等、適切な業務の遂行を実施するにあたり、必要な情報を会社に提供するため	株式会社セディナ（以下「会社」という）が与信判断、与信後の管理等、適切な業務の遂行を実施するにあたり、必要な情報を会社に提供するため	
《よこしん》ライフワンカード契約規定第5条1.(2)	保証料は金庫が金庫所定の方法により <u>SMB Cファイナンスサービス株式会社</u> （以下、「 <u>SMB C F S</u> 」という）に支払うものとします。	保証料は金庫が金庫所定の方法により株式会社セディナ(以下、「セディナ」という）に支払うものとします。	
《よこしん》ライフワンカード契約規定第21条	1. 第10条または第11.条により、借主に残債務全額の返済義務が生じた場合には、金庫は、 <u>SMB C F S</u> に対して残債務全額の返済を請求することができるものとします。 2. <u>SMB C F S</u> が借主に代わって金庫に返済した場合は、借主は、 <u>SMB C F S</u> に返済するものとします。	1. 第10条または第11.条により、借主に残債務全額の返済義務が生じた場合には、金庫は、セディナに対して残債務全額の返済を請求することができるものとします。 2. セディナが借主に代わって金庫に返済した場合は、借主は、セディナに返済するものとします。	